

社会福祉法人太田松翠会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人太田松翠会（以下「当法人」という）定款第九条および第二十四条の規定に基づき、役員（理事および監事）および評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(役員等報酬)

第2条 当法人の役員等報酬は、支給しないものとする。

(費用弁償)

第3条 役員等は、理事長の指示または理事会の委任を受けて下記の業務を行う場合、次のとおり費用を弁償する。ただし、施設長等の施設職員が役員の場合は支給しない。

2 交通費の実費が次の費用弁償額を超える場合は、旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

(1) 理事会および評議員会に出席した場合の費用弁償

太田市内	1, 500円
その他	2, 000円

(2) 監事が、監査を実施した場合の費用弁償

太田市内	1, 500円
その他	2, 000円

(改廃)

第4条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

附 則

1. この規程は、平成29年4月1日より施行する。